

別表3

令和3年4月1日改正

建築物省エネ法第12条、第13条 建築物エネルギー消費性能適合判定料金表

(消費税含む。) 単位 (円)

建物種別	用途区分 ※1	床面積 (㎡) ※2	計算方法				
			建築確認との併願申請の場合		単独申請の場合		
			モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法	モデル建物法	標準入力・ 主要室入力法	
非住宅建築物	I類 ホテル 病院 集会所 等	300未満	86,000	230,000	96,000	250,000	
		300以上～500未満	99,000	250,000	110,000	280,000	
		500以上～1,000未満	111,000	280,000	122,000	310,000	
		1,000以上～2,000未満	145,000	330,000	162,000	360,000	
		2,000以上～5,000未満	230,000	470,000	260,000	520,000	
		5,000以上～10,000未満	310,000	580,000	340,000	640,000	
		10,000以上～25,000未満	370,000	680,000	410,000	760,000	
		25,000以上～50,000未満	430,000	780,000	480,000	860,000	
		50,000以上	見積り	見積り	見積り	見積り	
	住宅との 複合建築物	II類 事務所 学校 飲食店 等	300未満	60,000	143,000	68,000	158,000
			300以上～500未満	69,000	161,000	78,000	178,000
			500以上～1,000未満	77,000	179,000	86,000	198,000
			1,000以上～2,000未満	102,000	230,000	114,000	250,000
			2,000以上～5,000未満	165,000	330,000	184,000	360,000
			5,000以上～10,000未満	220,000	400,000	240,000	450,000
10,000以上～25,000未満			260,000	480,000	290,000	530,000	
25,000以上～50,000未満			300,000	550,000	340,000	610,000	
50,000以上			見積り	見積り	見積り	見積り	
工場 倉庫 等	III類	300未満	31,000	71,000	34,000	78,000	
		300以上～500未満	34,000	80,000	38,000	88,000	
		500以上～1,000未満	39,000	89,000	44,000	98,000	
		1,000以上～2,000未満	50,000	115,000	56,000	128,000	
		2,000以上～5,000未満	82,000	164,000	92,000	182,000	
		5,000以上～10,000未満	107,000	200,000	120,000	220,000	
		10,000以上～25,000未満	130,000	240,000	144,000	270,000	
		25,000以上～50,000未満	151,000	270,000	168,000	300,000	
		50,000以上～	見積り	見積り	見積り	見積り	

※1 用途区分のI類、II類、III類の適用については、別表4によります。

※2 床面積は、非住宅部分及び住宅部分との共用部分（非住宅と判断されたもの）の合計（判定対象である外気開放部分を含む。）をいいます。

令和3年4月1日施行

- ※3 用途区分が複数となる建築物の料金は、建築物の用途区分毎の床面積で当該料金を算出し、これらの合計額（複数用途集計）と、建築物全体の床面積に用途区分で複雑な区分の料金を算出した額とを比較し、低額な額とします。
- ※4 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際に、その対象となる室がない場合は、表3Ⅲ類の300㎡未満のものとしします。
- ※5 増改築において既存部分のBEI値にデフォルト値を使用した場合にあっては、既存部分の床面積を除いた床面積で料金を算出することができます。ただし、デフォルト値を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積で料金を算出します。
- ※6 計画変更の料金は、計画変更時の面積に応じて別表3の「単独申請の場合」から算出される料金の10分の5の額とします。ただし、次の場合は、別表3記載の料金とします。
- ① 建築基準法の用途の変更、モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更、評価方法の変更（モデル建物法を標準入力法・主要室入力法に変更する等）など、「計画の根本的な変更」の場合
 - ② 直前の判定を当センター以外の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
 - ③ ※4が適用された申請について、その後、省エネ計算を行うことが必要となる場合
- ※7 軽微変更該当証明の申請は、軽微変更該当証明申請時の面積に応じて別表3の「単独申請の場合」から算出される料金の10分の5とします。ただし、※6②③の場合は、別表3記載の料金とします。
- ※8 適合判定通知書等を再交付する場合の料金は、1通につき、8,100円（税込み）とします。

別表4

確認申請書第四面に記載する用途コードにより以下の用途区分とします。

用途区分	用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途
I類	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08152	美術館その他これらに類するもの
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
	08190,08192	助産所
	08210	児童福祉施設(前二項、保育所及びⅡ類に掲げるものを除く。)
	08230	公衆浴場(個室付き浴場業に係る公衆浴場を除く。)
	08240,08250	診療所
	08260	病院
	08370,08380	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、体育館又はスポーツ練習場
	08390	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これに類するもの
	08400	ホテル、旅館
	08480	映画スタジオ、テレビスタンド

	08530,08540	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	08550,08560	公会堂、集会場、展示場
	08590	ダンスホール
	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類する施設
Ⅱ類	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080,08082	小学校、義務教育学校
	08090,08100	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
	08110	大学、高等専門学校
	08120,	専修学校
	08130,08132	各種学校、幼保連携型認定こども園
	08180	保育所その他これに類するもの
	08220	児童福祉施設(入所する者の寝室がないものに限る)
	08270	巡査派出所
	08280	公衆電話所
	08290	郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設(郵便局)
	08300	地方公共団体の支庁又は支所
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
	08410	自動車教習所
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)
	08450	飲食店(次項に掲げるもの、及び※1を除く。)
	08452	食堂、喫茶店
	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(※2) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(※3を除く。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(※2) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)
	08470	事務所
	08570,08580	料理店、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー
	08650	田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗

		田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(※3に限る。)で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(※2)
Ⅲ類	08310	公衆便所、休憩所、路線バスの停留所の上屋
	08320	建築基準法施行令第130条の4第5項に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場(自動車修理工場を除く。)
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08420,08430	畜舎、堆肥舎、水産物の増殖場、養殖場
	08500	自動車車庫、自転車駐車場
	08510,08520	倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08620	火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
要相談	08990	その他

※1：田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするもの。

※2：原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。

※3：田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするもの。